

11 休学、復学に関する取扱い細則

(目的)

第1条 この細則は、第一工科大学学則第8章及び第9章の規定に基づき、第一工科大学における休学及び復学の事務取扱いに関する細部事項を定めることを目的とする。

(休学事由)

第2条 本学において、休学を許可する事由は次のとおりとする。

- (1) 本人の傷病
- (2) 本人の出産又は本人の子（法律上の養子を含む。）が3歳に達する日を限度として育児に従事するとき
- (3) 経済的事情
- (4) 家庭の事情
- (5) 本学が認める留学及び研修
- (6) その他、本学が特に認めたもの（留学生の兵役等）

(休学期間の単位)

第3条 休学期間の単位は、1学年間又は1学期間とする。

2 休学期間は、1年を限度として期間の延長を認めることができる。ただし、特別の事情がある場合は、2年間、通算して修業年限と定められている年数を超えない範囲で許可することができる。

3 休学期間が、3か月以上にわたる場合は、在学期間（学生として在籍していられる期間）に算入しない。

(休学期間中の取扱い)

第4条 休学期間中は、授業及び試験は受けられない。

2 休学期間に住所等が変更になった場合は、所定の届出を行わなければならない。

3 留学生の休学は、帰国が基本であり、正当な理由が認められない限り在留資格を取り消されることになる。

また、休学中の資格外活動は許可されない。

(休学手続き)

第5条 休学の許可を受ける場合は、原則として学生本人が教学課に出向き、所定の休学願と休学の事由を証明する書類を提出し審査を受けるものとする。

2 休学の事由を証明する書類は次のとおりとする。

(1) 本人の傷病等の場合

医療機関の医師の発行する診断書

(2) 経済的事情の場合

事情を証明する書類

(3) 家庭の事情の場合

事情を証明する書類

(4) 本学が認める留学及び研修

受入国発行のビザ、学習計画書、受入先機関発行の受入許可証及び入学許可証

(5) 上記以外

休学事由を証明する公的な文書

3 審査は、次により実施する。

(1) クラスアドバイザー又は学科長との面接（本人の傷病の場合を除く。）

(2) 教学課長等との面接（本人の傷病の場合を除く。）

(3) 教授会等の組織による審査

4 長期欠席が2週間以上で3か月に満たない場合は、長期欠席届を提出するものとする。

（休学の取り消し又は休学期間の延長手続き）

第6条 休学を許可されてから3か月を経過しないうちに休学事由が消滅したときは、休学許可の取り消しを受けることができる。

2 休学期間の満了までに休学事由が消滅しない場合は、改めて休学手続きを実施するものとする。

3 前2項の手続きは、前条の要領により実施するものとする。

（復学手続き）

第7条 休学期間の満了により復学する場合は、事前に復学願を教学課に提出するものとする。

2 休学を許可されてから3か月以上を経過した者で、休学期間の満了前に休学事由が消滅する場合、その事由を具し保証人連署の上復学を願い出るものとする。ただし、復学の時期は、学期の始めとする。この場合の手続きは前項に準ずるものとする。

（休学期間の在籍期間としての取扱い）

第8条 休学期間は、在学期間には算入されないが、在籍期間には算入される。

（復学後の科目履修上の取扱い）

第9条 復学後の科目履修は、次のとおりとする。

(1) 科目履修上の学年は実際に修学した年数の学年とする。ただし、休学により実際に修学した年数に端数が生じた場合は、端数を切り上げた上位の学年とする。

(2) 通年科目については、休学前に半期の講義を履修していれば、復学後半期の履修を認め る。

（休学間の在籍料の徴収）

第10条 休学する場合は、休学期間に応じた在籍料として次により授業料の半額を徴収する。

ただし、休学者が授業料を免除されている学生の場合、正規の授業料から在籍料を徴収する ものとする。委託徴収金は、別途徴収する。

(1) 休学の許可が半期又は学年の期間である場合

休学を許可された半期、又は1年に相当する授業料の半額を徴収する。

(2) 休学の許可が半期又は学年の途中からの場合の月額在籍料

半期又は学年の途中からの在籍料の月額は、許可された日の属する月から授業料を月割り により計算した額の半額を徴収する。

(3) 休学の取消し又は休学途中における復学の場合の月額在籍料

復学した日の属する月の前月まで前号(2)により計算した額の在籍料を徴収する。

この際、復学した日の属する月から正規の授業料を月割りで徴収する。

(4) 休学を許可された日までに既に授業料を納入している場合は、在籍料を差し引いて残額を返還する。

(5) 休学期間における授業料以外の学生納付金の徴収は、別に定めるところによる。

2 在籍料の納付時期は、前期は4月15日、後期は10月15日とする。ただし、特別の事情により半期の途中に休学した場合は、指定された期日とする。

(在籍料の減免)

第11条 特別の事由により休学に至った場合は、在籍料の全部又は一部を減免することがある。

2 前項の特別の事由とは、次に該当するものとし、事由が発生したその都度決定し処置するものとする。

(1) 自然災害等により負傷した場合

(2) 感染症予防法等により指定された感染症を発症した場合

(3) 留学生が母国の徴兵制度で兵役に参加した場合

(4) その他、特別の事由と判断した場合

附 則

1. この細則は、平成23年4月1日から施行する。
4. この細則は、平成28年4月1日から改正施行する。
5. この細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
6. この細則は、平成30年4月1日から改正施行する。
7. この細則は、令和3年4月1日から改正施行する。